

議案第135号 大津市グラウンド・ゴルフ場条例の制定について

議案第135号「大津市グラウンド・ゴルフ場条例の制定について」
ご説明いたします。

資料1ページをお願いいたします。

名称は、大津大石淀グラウンド・ゴルフ場、所在地は、大津市大石淀
町737番地の6、令和6年5月末の開設予定です。

施設内容は、4コース、32ホールです。

附帯施設として、管理棟、東屋、器具庫、トイレ、大型バスを含む駐車場
を整備しております。

開場時間は、午前9時から午後5時まで、休場日は毎週水曜日、年
末年始です。

運営方法は、直営で管理を行います。

資料2ページ以降につきましては、「所在地」、「配置図」、「条例の構
成」、「使用料の算定」について記載しております。

使用料の算定につきましては、近隣他都市の施設料金の動向を踏ま
えて設定しておりますが、説明については割愛させていただきます。

最終ページ、12ページをお願いいたします。

料金表を記載しております。

個人使用に係る使用料は、一般料金 700 円、中学生及び障害者等は 350 円で、それぞれ回数券を用意しています。

市外料金は、1.5 倍の料金としています。

なお、団体様がコースを貸し切って大会を開催できるよう、専用使用に係る使用料を設定しています。

1コースにつき 1時間当たり 2,360円 としています。

以上、議案第135号のご説明とさせていただきます。